

## 能代地区における風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見

本事業は、風の松原自然エネルギー株式会社が、秋田県能代市において、総出力 39,100kW（定格出力 2,300kW 級の風力発電設備 17 基）の風力発電所を新設する事業である。

本事業の対象事業実施区域である能代市は、「能代市再生可能エネルギービジョン」（平成 25 年 3 月）を策定し、再生可能エネルギーの導入を積極的に行っており、本事業は再生可能エネルギーの普及の観点からも望ましいものである。

一方、本事業の対象事業実施区域の隣接地には、既に他事業者による風力発電設備が設置・供用されていることから、これら風力発電設備との累積的な環境影響が懸念される。また、対象事業実施区域の周辺には、希少な動植物が生息しており、渡り鳥の飛翔も確認されていることから、これらに対する影響も懸念される。

このため、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講じるとともに、評価書の作成を行うこと。

### 1. 総論

本事業の対象事業実施区域の隣接地には、既に他事業者による風力発電設備が設置・供用されており、これら風力発電設備との累積的な環境影響が懸念されることから、事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

主務省令第 31 条第 1 項の規定に基づく事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果を踏まえ必要に応じて、追加的な環境保全措置を講じること。

追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の意見を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の意見、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。

事後調査の結果については、本事業による環境影響を分析し、調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

### 2. 各論

#### (1) 騒音及び超低周波音について

本事業の隣接地において他事業者による風力発電事業が設置・供用されており、騒音及び超低周波音についての累積的な影響が懸念される。このため、周辺の近接する風力発電設備の環境影響を勘案し、適切な予測及び評価を実施すること。また、環境影響を可能な限り回避、低減する観点から、調査等の結果及び専門家等からの意見を踏まえて、より低騒音な設備の採用等の環境保全措置を講じること。

#### (2) 動物について

対象事業実施区域の周辺にはガンカモ類等の渡りやチュウヒ等の希少猛禽類の営巣及び繁殖が確認されており、これら鳥類に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴う。また、隣接地に設置・供用されている風力発電設備による累積的な影響が懸念される。

このため、重要な鳥類等に対する環境影響を可能な限り回避・低減する観点から、これまでに実施した調査結果及び専門家等からの意見を踏まえて、また、必要に応じて追加的な意見聴取を行い、要すれば風力発電設備の配置や構造の変更等を検討し、適切に実施すること。

また、鳥類の誘引が確認された場合等、事後調査により判明した内容に応じ、鳥の渡りの時期の稼働制限等を含めた環境保全措置について、専門家等からの意見を踏まえて検討し、供用後も含めて事後調査を実施し、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じること。

併せて、衝突等による死亡・傷病個体の確認を高い頻度で適切に実施し、死亡・傷病個体が確認された場合は、死亡原因の分析及び傷病個体の救命を行うため、関係機関と連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析への協力を行うとともに、近傍風力発電事業者との情報共有及び必要な措置を検討すること。

### (3) 植物について

セナミスミレ等の希少な植物の移植に当たっては、移植方法及び移植先の適切な選定が、移植先への影響の回避及び移植の成否の重要な要素となることから、専門家等からの意見を踏まえて、慎重に実施すること。

(以上)